

ISO14001:2015と順守義務(第3回)

順守義務の決定と維持

今回は、2015年版における順守義務の決定と維持を述べたい。2015年版では、環境マネジメントシステム確立のための前提条件として「4.1 組織及びその状況の理解」「4.2 利害関係者のニーズ及び期待」が加わった。このうち、利害関係者のニーズ及び期待(要求事項)は順守義務と関連する。

1. 要求事項の決定

組織の利害関係者の要求事項とは、どこまで決定したら良いのだろうか。利害関係者とは、「顧客、コミュニティ、供給者、規制当局、非政府組織(NGO)、投資家、従業員」と定義で例示されている。規制当局の要求事項とは具体的には法令等であり、順守義務につながる。その他の利害関係者の要求事項の決定が難しいところである。前回は、利害関係者の要求事項を環境マネジメントシステムに反映させるには、順守義務又はリスク及び機会として決定するためそこで考えれば良いことを述べた。つまり、環境側面と同様にまずは幅広く取り上げ、重要なもの(順守義務、リスク及び機会)に絞る考え方である。

どう絞るかは、組織の決定で良いのだが一例を紹介したい。業界団体の環境に関する取り決め事項があり、その業界団体に加入している組織であっても、その環境に関する取り決めは順守義務ではないとしている場合がある。これは、順守する前提として「組織が同意する」との条件があり、業界団体に加入しているが、その取り決めには同意していないとの理屈があり得るためである。2015年版になって経営の一体化を進めるのに、これで良いのかとあるセミナーで話した。その質問で「私の会社では業界団体の取りまとめをしており、団体の環境に関する取り決めを設定し、各社からサインももらっている。2015年版だとこの取り決めは順守義務にしないといけないのか。」というのがあった。望ましいかどうかは別にして、法令ではないので最終的に決定するのは組織であるとの説明をした。その会社は、少なくとも自社の順守義務には2015年版改訂を機会に入れるようにするとのことであった。2015年版を機会として、利害関係者の要求を踏まえ、効果を高める運用をするのかどうかは、結局は組織の意思になるだろう。

2. 順守義務の対応

(1) 順守義務の決定

順守義務とした場合、6.1.3 順守義務での対応が必要になる。6.1.3において2015年版で変更になったことに「b) これらの順守義務を組織にどのように適用するかを決定する。」がある。2004年版ではアンダーライン部分は「環境側面」であった。「組織」となったのは組織が順守義務が維持できるように、対応する内容を明確にするとの意図が読みとれる。

「どのように」とあるのは、単に法令の名称を特定するだけでなく、具体的な内容を特定し、順守義務を確実にするためのものである。順守義務の内容をどこまで具体的に特定するかは、組織の状況（組織の規模、環境負荷、順守義務の多さ・複雑さ、関係者等）による。例えば、事務所中心の組織と化学物質を扱う工場では順守義務の数、深さも異なる。順守できる程度の詳細さが必要であるが、ひとつの目安としては、順守評価ができる程度と考えると良いだろう。

表1に特定の例を示したが、順守義務を確実にするために自社の特定内容に漏れ、抜けがないか確認すると良いだろう。

表1 順守義務内容の特定例

項目	特定内容
施設	対象となる施設、対象となる物資等
届出	設備や管理体制・責任者の届出等
測定	排出基準、自主基準の順守に基づく監視測定等
記録	測定結果の記録、産業廃棄物のマニフェスト記録等
報告	環境負荷物排出量の行政への報告等
保管	産業廃棄物の保管基準の順守（掲示板の表示含む）等
部門	日常管理部門、行政との対応部門、改正情報入手等

(2)順守義務における文書化した情報（以下文書）

また、2015年版では「組織は、順守義務に関する文書化した情報を維持しなければならない。」の一文も追加になった。2004年版では、「手順を確立し、実施し、維持」とあるだけで、順守義務に関する文書化は要求されていなかった。しかし、実際には文書化せず順守状況を維持するのは難しいため、ほとんどすべての組織が文書化をしている。文言上は追加になったが、既に実施していることであり実質的には追加ではない。前項にあるように順守義務を決定しそれを、ある程度の詳細さで文書化した情報（例：順守義務一覧）とし、順守評価でもその一覧を利用すれば良いだろう。

3. 順守義務の維持

順守義務は、順守義務を決定した一覧に漏れがないこともあるが、実際に順守義務が保たれていることがより重要である。そのためには順守義務の内容を組織が理解しており、改正があっても常に最新の情報が維持されていることが大切である。

一例であるがフロン類については、平成13年に「フロン回収・破壊法」が制定され、業務用冷凍空調機器の整備時・廃棄時のフロン類の回収、回収されたフロン類の破壊等が進められてきた。一方、これまでのフロン類の回収・破壊に加え、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が取られるよう、平成25年6月に法改正し、名称も「フロン排出抑制法」と改められ、平成27年4月1日から施行されている。

第一種特定製品の区分・出力により簡易点検（3ヶ月に1回）、定期点検（1年ないしは3年に1回）が定められているが、このフロン排出抑制法の順守に課題がある組織が多いようだ。施行され

て1年たっており、この間の審査でも多くの組織が指摘を受けているのではないか。注意すべきは施行されていることも知らない場合、施行されたのは知っているが内容を理解しないまま点検の時期を逃している場合である。フロン回収・破壊法は整備・廃棄した際の適用であるため、その感覚でいると日常管理という順守が漏れてしまうことになり易い。

順守義務に対し、組織内で知識を持っている人が少ないことも漏れる要因になっている。特定の人に頼り切りであり、改正情報の入手もその方がネット等で自分の知見の範囲で見ているため、見逃してしまうケースがある。担当の方の力量を高めることや、複数の方が情報の入手を行うなどWチェックの体制も必要である。また、組織が直接関わっている法令だけでなく、ある程度幅広く順守義務の勘所をつかんでおり、改正情報があったら自社への適用を判断できることが大切である。

2015年版では順守義務の担当者、順守義務の評価者に対する力量が求められている。一方、順守義務の力量を身に着ける方法や客観的評価がないのが実情である。このため、新しい検定試験「環境法令検定」が本年9月に実施される。次号では、2015年で強化された順守義務への力量と「環境法令検定」について述べたい。

以上